

事前質問回答票

質問 1 : 「事業番号 87 教育相談室・適応指導教室」について (小林委員)

[内容]

平成 30 年度の「適応指導教室に通う児童生徒数」の目標 95 人に対して、達成値が 119 人だったので、評価は A ということですが、平成 30 年度の目標人数を 95 人にした根拠について教えてください。

平成 29 年度の進行管理表によれば、「適応指導教室に通う児童生徒数」の達成値は 125 人でした。そして、平成 30 年度以降の方向性として「拡大」と記されています。

また、文部科学省の調査によれば、平成 29 年度のさいたま市の不登校児童生徒数は、小学生が 269 人、中学生は 850 人でした。小・中学校共に「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」が策定された当時と比べて増加しています。

これらの点を考えると、平成 30 年度の「適応指導教室に通う児童生徒数」の目標値は少なくとも 125 人以上にする必要があったのではないのでしょうか。

[回答]

文部科学省の「適応指導教室整備指針 (試案)」では、「指導員は、通所の児童生徒の実定員 10 人に対して少なくとも 2 人程度置くことが望ましい。」と示されております。本市の適応指導教室では、6 か所において 18 名の指導員が指導を行っており、通室生の受け入れ人数は 90 人程度となります。

現在、不登校児童生徒数は増加傾向にあるため、より多くの児童生徒を受け入れられるように運営の工夫をしているところです。しかし、施設のスペースの関係で、受け入れられる人数には限界があり、様々な課題を抱えた通室生一人ひとりに必要な支援を実施するための指導員の体制などの現状から考えると、目標値が適切な数値であると考えております。

また、不登校児童生徒への支援については、教育相談室の指導主事等が学校を訪問したり、フリースクール等の関係機関との連携を図ったりするなど、さらに充実を図ってまいります。

(教育委員会事務局／学校教育部／総合教育相談室)

事前質問回答票

質問 2 : 「事業番号 1 3 9 スクールソーシャルワーカー活用事業・スクールカウンセラー等活用事業」について (小林委員)

[内容]

スクールソーシャルワーカーの配置について、平成 30 年度は、31 名のスクールソーシャルワーカーを小学校に 14 名、教育相談室に 17 名配置したそうですが、早期発見・早期対応の観点から考えると、小学校に配置する割合をもっと増やしたほうがよかったのではないのでしょうか。

また、令和元年度はスクールソーシャルワーカー 11 名増員したそうですが、令和元年度の配置状況はどのようになっているのでしょうか。

[回答]

スクールソーシャルワーカーの配置について、平成 30 年度は、小学校に 14 名、市内 6 か所の教育相談室に 17 名を配置し、市立の全ての学校に派遣できる体制としました。令和元年度は、11 名増員し、小学校に 24 名、教育相談室に 18 名を配置しております。

教育委員会としても、早期発見・早期対応が重要であると捉え、小学校への配置を拡充しております。

(教育委員会事務局／学校教育部／総合教育相談室)